

令和2年4月22日

各位

名古屋商工会議所

「社員を守る！！製造業での新型コロナウイルス感染症対策【予防事例集】」を公表

名古屋商工会議所は、製造業での新型コロナウイルス感染症の予防事例集を取り纏め、本日ホームページで公表しました。同事例集は、名商会員の大手・中堅モノづくり企業が実践する感染予防策を掲載しており、「中小企業にも、『社員を守り、企業活動を継続する』ため、事例集を参考にして、できることから取り組んで欲しい。」という思いで作成しました。

名商では、引き続き事例集の内容充実を図るとともに、実際に社内で感染者が発生した場合に取るべき対応策についても、近く取り纏めて公表する予定です。

「社員を守る！！製造業での新型コロナウイルス感染症対策【予防事例】についてー

〔背景〕新型コロナウイルス感染症が拡大する中、企業は、社員を守り、事業活動を継続するため、在宅勤務など柔軟な働き方も取り入れて、感染予防に取り組んでいる。一方、当地の主力である製造業の現場は、リモートワークの実施が難しいことから、各企業では、マスクの着用や手洗い・手指消毒の励行は当然のこととして、知恵を絞って様々な感染予防策を講じている。

〔内容〕名商の金属部会、機械器具部会、化学・窯業部会、エネルギー部会の役員企業が実践する感染予防策についてヒアリングを行い、複数企業の取組みを編集して、「総合編（全社的な取組み）」、「製造部門編」、「間接部門編」に分けて掲載している。併せて、社員に推奨する行動指針についても、様々な事例を基にサンプルを作成した。

事例集 添付資料参照。

掲載先 名古屋商工会議所ホームページ

<https://www.nagoya-cci.or.jp/corona/shienpage20200422/>

〔その他〕名商では、事例集の内容充実に向けて、引き続き製造業各社の取組みを募集しています。「当社では、こんなことに取り組んでいる」という事例があれば、下記担当者宛にメールにて情報提供をお願いします。

【本件担当】

名古屋商工会議所 産業振興部 モノづくり・イノベーションユニット 佐藤・田中

〒460-8422 名古屋市中区栄2-10-19

E-mail : monozukuri@nagoya-cci.or.jp TEL 052-223-8605、8604 FAX 052-232-5752

社員を守る！！ 製造業での新型コロナウイルス感染症対策 【予防事例集】

2020.04.21ver. 名古屋商工会議所 編



名古屋商工会議所
Nagoya Chamber of Commerce & Industry

趣 旨

- 新型コロナウイルス感染症から社員を守り、企業活動を継続するため、各企業では、リモートワークなど柔軟な働き方も取り入れて対応を進めている。
- しかし、当地の主力である製造業の現場では、リモートワークの実施が難しい。そのため、各企業においては、社内、特に製造現場での感染者の発生を防ぐため、マスクの着用や手洗い・手指消毒の励行は当然のこととして、知恵を絞って感染予防策を講じている。
- この事例集は、製造業での取組みを広く紹介することで、各社の取組みの参考にしてもらうことを企図して作成した。それぞれの事例は、複数企業の取組みを編集して記載したものであり、各企業の実情に応じて、『良いところ取り』をして、ご活用頂ければ幸いです。

当事例集作成にあたっては、名古屋商工会議所機械器具部会、金属部会、化学・窯業部会、エネルギー部会の役員企業の皆様に各社の取組みについて情報提供を頂きました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。



名古屋商工会議所

Nagoya Chamber of Commerce & Industry

1. 総合編 (1/5)

○社員の体調管理の徹底

- ・ 毎朝、検温を実施して風邪症状の有無を確認。
- ・ 発熱等の症状がある場合、休むことも仕事として位置づけ、自宅待機を推奨。社員の不利にならないような留意が必要。
- ・ 健康チェックシートを配布し、自宅で記入・管理。

○公共交通機関利用者への対応

- ・ 自家用車、バイク、自転車等への交通手段の転換を推奨。コストは会社負担。
- ・ 通勤ラッシュを回避するため、時差出勤を推奨。
- ・ 始業を1時間後ろ倒し、終業を1時間前倒しして時短勤務を実施。



1. 総合編 (2/5)

○会議の制限・多様化

- ・ 10人以上が参加する会議を原則禁止。
- ・ TV会議、Web会議の活用を促進。
- ・ 全員が集合して行う朝礼等を休止。

○来客対応の制限

- ・ 受付の無人化を含め、面会を原則禁止。
- ・ 挨拶、商用目的の来訪の受け入れを控える。
- ・ 来訪時には、マスク着用と手指消毒を徹底。



1. 総合編 (3/5)

○環境の整備

- ・ ソーシャルディスタンス（2 m）を距離として意識させるため、社内の複数箇所の床面に2 m間隔のマークを設置。
- ・ 事務所レイアウトを見直し、事務機の間隔を広げて、ソーシャルディスタンスを確保。
- ・ 事務機の前と横に、仕切り板を設置している。
- ・ 会議室等を活用して、事務所の在席者を分散配置。
- ・ 一つの部署をフロア別に分散配置し、フロアを跨いだ社員の往来・接触を制限。
- ・ 事務所や会議室の定期換気をルール付け（常時換気、10分／1時間等）。
- ・ トイレ等のエアータオルの使用禁止、使い捨てペーパータオルの設置。
- ・ 1日1回、テーブルトップを消毒。



1. 総合編 (4/5)

○社内コミュニケーションの制限

- ・ 一つの部署をフロア別に分散配置し、フロアを跨いだ社員の往来・接触を制限。
- ・ フロアが異なる部署との打合せは、社内でもWebミーティング。
- ・ 社内連絡でも、電話やPC付帯のアプリケーションを活用。

○社外での活動の制限

- ・ 国内出張、海外出張の原則禁止。
- ・ 社外イベント、会合等への参加を自粛。
- ・ 接待、懇親会等の自粛。



1. 総合編 (5/5)

○その他

- ・ 社内で対策本部を立ち上げ、随時指示を迅速に全社展開。
- ・ 昼食時に自社栄養ドリンクの配布。
- ・ 全ての所属長は、自身の業務を代行する要員を選任し、一方は在宅勤務。
- ・ 感染による業務への影響を考慮し、管理職は複数人での昼食不可。
- ・ 喫煙スペースの利用禁止や、分散利用の推奨。



2. 製造現場編 (1/3)

○作業者への対応

- ・ 全員マスクを着用。マスクは会社支給。
- ・ 共有の台車、工具、PCの使用後は、手指消毒を実施。
- ・ 交代勤務者の申し送りや打合せは、口頭ではなく、ノートで実施。
- ・ 更衣室を使用しないようにするため、制服通勤を許可。
- ・ 部屋を移動するごとに、手洗いと手指消毒を実施。
- ・ 数人のグループに分け、固定したグループメンバーで行動することで、多数の人間と接触させない。
- ・ ライン単位で工場内の行動を制限。



2. 製造現場編 (2/3)

○現場環境の整備

- ・ ライン生産からセル生産へ生産体制を見直し。
- ・ 換気とドアノブからの感染防止のため、出入口の扉を常時開放。
- ・ 定期的な換気。
- ・ 可能な範囲で製造ラインを2 m間隔に再編成。



2. 製造現場編 (3/3)

○来訪者への対応

- ・ 来客と工場見学の受入禁止。
- ・ 納品等での来訪者は、検温を実施して、発熱がある場合は入構不可。
- ・ 外部業者（修理業者・納入業者）の受入時には事前に上長の了解が必要。また、事前に通達及びルールを周知して、最小人員で受入。

3. 間接部門編 (1/1)

○勤務形態の多様化

- ・ 原則、自宅勤務。
- ・ 営業部門は在宅勤務を基本。在宅勤務が難しい部署は時差出勤や時短勤務で対応。
- ・ 営業職と事務職は1日おきの交代勤務とする。
- ・ 出社する従業員の密度を減らすため、サテライトオフィスを開設。



4. その他、もうひと工夫編 (1/1)

○昼食時の対応

- ・ 食堂の座席をスクール形式に変更。
- ・ 食堂では、正面に人がいないように横並びで着席。
- ・ 食堂利用を交代制とする。
- ・ 着座位置の後追いができるよう、食堂の座席を指定制とする。
- ・ (食堂・飲食店利用の自粛に伴い) 事務所や会議室等での喫食を一時的に許可。
- ・ 食堂での食事中は、会話を控え、食後は速やかに退出。

○その他

- ・ 自社で手指消毒用剤を製造して使用。



※当資料は有志企業から提供頂いた情報を基に名古屋商工会議所が加筆・編集したものです。
あくまでサンプルですので、各社の実情に応じてご活用ください。

コロナ感染症の感染拡大防止に向けた推奨行動指針（サンプル）

行動指針の目標は、社内環境の防疫に努め、万が一感染者が出た場合の対処行動を規定するもの。プライベートの行動指示は強制しないが、病原体を持ち込まないようにするためには、全員の理解ある行動が必須。

業務外出者規制：本規制は社内に感染源を持ち込まないためのものである。

- 1 全ての出張は原則として禁止。（特例有り。要社長決裁）
- 2 タクシーを含む公共交通機関は利用禁止。
- 3 海外渡航禁止
- 4 公共施設への出入りは、必要手続き以外は禁止。（特例有り。要社長決裁）
- 5 業務上の移動は社有車、またはマイカーを利用。（運用方法は総務と検討）
- 6 外出時はマスクを着用すること。
- 7 業務としての家電量販店、ホームセンターは出入りを禁止。
- 8 飲み会、会食、懇親会等への出席を禁止。
- 9 セミナー参加、展示会視察の禁止。

来社時の規制：本規制は社内に感染源を持ち込まないためのものである。

- 1 不要不急の来社は全てお断りする。外部との打合せは、web 会議等での実施を推奨。
- 2 手指消毒の義務化。
- 3 搬入荷物の受け取りは、玄関で行うこと。
- 4 出入業者対応は原則として玄関で行うこと。
- 5 止むを得ない理由で来社されるお客様は、マスク着用、健康チェック（問診）を実施。
- 6 ゴミは全て持ち帰っていただく。（当社で出した紙コップ、ペットボトル飲料も含む）

社内行動規制：本規制は社内での感染を防ぐものである。

- 1 会議は必要最小限、最小人数にとどめ、電話やweb ツールを活用する。
- 2 グループウェアの利用率を上げ、実会議を最小限にする。
- 3 昼食は小グループに分散、または一人で食事をとること。
- 4 昼食時間中の外出は最小限にとどめる。
- 5 社内健康チェックを毎朝実施する。（簡単な健康確認を行う）

※当資料は有志企業から提供頂いた情報を基に名古屋商工会議所が加筆・編集したものです。
あくまでサンプルですので、各社の実情に応じてご活用ください。

社内衛生管理規制：本規制は社内での感染を防ぐものである。

- 1 手指消毒の徹底
- 2 環境消毒の実施を徹底。
- 3 非接触体温計で体温を測定すること。
- 4 マイタオルを持参し、共用タオル撤去。
- 5 筆記用具、事務用品、物や道具の貸し借りをやめる。(不可避な場合、使用後に手指および物のアルコール消毒を実施)

体調不良者の初動指示：本規指示は、擬感染者が発生した場合の初動指示。

- 1 咳き込み、倦怠感、発熱を感じた場合はただちに第三者に報告。
- 2 報告を受けた者は総務でサージカルマスクを受け取り、本人が受け取れる場所に置く。
- 3 本人は即時サージカルマスクを着用し、退勤準備。
- 4 在宅勤務または自宅療養にて、経過観察を実施。(休日中は報告義務無し)
- 5 以後は状況毎に対処する。

準備：今後の感染状況への備え。

- 1 在宅勤務が出来る業務については、準備を始めておく。
- 2 従業員が欠けた場合の人員準備
- 3 BCP 観点からの財務管理の強化
- 4 ハイリスク者への対応

以 上